

広報おいほま

第3号

発行：生浜地区地域運営委員会
生浜地区町内自治会連絡協議会
発行責任者：長嶋洋二

三年目の高齢者・要支援者部会

生浜地区地域運営委員会

高齢者・要支援者部会長 佐藤進一

昨年は、部会の活動を通じて見守りの組織が出来上がり、地域運営委員会の活動目標としていた「さりげない見守り」を各地域で実践して行くというイメージがありました。しかし、残念ながら一歩進んだ活動が出来たのは一部の地域だけでした。

そのため、今年は、五月・六月に行われた民生委員による高齢者実態調査の際に、社会福祉協議会からのアンケート調査と併せて、見守りに関する生浜地区独自のアンケート調査を実施いたしました。その結果、見守りを希望する人は六十三名と分かりましたので、生浜地区の各民生委員は、高齢者の方々の困りごとを関係機関につなぐという役割を担いつつ、調査結果を踏まえた活動をしています。高齢者や避難行動要支援者の方々を見守るといふ活動は、民生

委員だけでは出来ないこともあり、部会で決めた担当地域を受け持つ人と共に活動していくことが大切だと考えています。つまり、高齢者・避難行動要支援者の方々の見守り活動を継続して続けていくためには、特定の誰かに負担が偏ることがないように、より多くの人の「目」が必要になると思っています。

アンケート調査によって具体的に把握できた「昼間ひとり」、「避難がひとりではできない」といった方々を「見守る」ことにつきましても、部会で決めた地域ごとで取り組みのあり方を検討し徐々ですが活動をスタートさせていますので、民生委員と各町内会・自治会と一緒に活動を進めて行ければ、昨年より一歩前進することと思えます。

高齢者や避難行動要支援者の

方々を見守る組織を各地域で作るというのは大きな意味があります。しかし、立ち上げた組織が実のある活動をするためには、活動に参加するひとりひとりの意識と行動力が必要となります。現状としては、なかなかそこまで行っていないところもございますので、今後とも、各町内会・自治会の皆様のご協力をお願いいたします。



地域運営委員会における個人情報の取扱いについて

平成二八年に改正された個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）が平成二九年五月から施行されました。

改正された個人情報保護法では、個人情報を取り扱う「すべての事業者」が同法による規制の対象になると定められたところ、当地域運営委員会も同法で規定する「事業者」に該当いたしました。

ここでは、「個人情報」の概要と当地域運営委員会における個人情報の取扱規定（運営細則）について御案内いたします。



< 個人情報とは >

生存する個人に関する情報

- 1 情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、電子データに記載・記録された事項、又は音声、動作等で表された一切の事項）により特定の個人を識別することができるもの
- 2 個人識別符号
 - ① 身体の一部の特徴（顔、声紋、手指の静脈、指紋・掌紋 等）を電子化したデータ
 - ② 旅券番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー 等

※ 他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができる情報は、個人情報に該当します。

（参考）要配慮個人情報

取得については、原則として事前に本人の同意を得る必要のある情報。

- 1 人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害情報
- 2 本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するもの
 - ① 身体障害・知的障害・精神障害等があること
 - ② 健康診断その他の検査の結果
 - ③ 保健指導、診療・調剤情報
 - ④ 刑事事件に関する手続が行われたこと
 - ⑤ 保護処分等の手続が行われたこと

※ 当地域運営委員会では、現在、要配慮個人情報は取り扱っていませんが、今後、高齢者等への見守り活動や大規模災害発生時における要避難支援者への事前支援などにおいて要配慮個人情報を取り扱う必要が生じた際には、運営細則を改正して適切に対応いたします。

< 地域運営委員会における個人情報の取得・管理・利用 >

○ 個人情報の取得

取得対象	個人情報の内容	取得方法
会員団体の代表者	氏名、住所、電話番号	入会届、変更届
会員団体の事務連絡先となっている者	氏名、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス	
会員団体における部会の連絡責任者	氏名、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス	登録届
理事及び監査役	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス	個別に取得

※ このほか、各部長は、部会の運営に必要な範囲内で、部会参加者の氏名、住所、電話番号を取得する場合があります。

○ 個人情報の管理

	担当する者	権 限
管理責任者	会長	当地域運営委員会が保有する個人情報を管理する。 管理担当者及び個人情報取扱者を定めることができる。
管理担当者	事務局員のうち総務担当	管理責任者を補佐して当地域運営委員会が保有する個人情報の管理を行う。
個人情報取扱者	各部長 事務局員のうち総務担当	活動を行うために必要であると会長が認めた範囲内で、当地域運営委員会保有する個人情報の閲覧又は複写をすることができる。

○ 個人情報の利用

目 的	利用する個人情報
総会及び新年賀詞交換会の開催通知	代表者又は事務担当者の氏名及び住所
理事会及び監査会の開催通知	氏名、住所及び電子メールアドレス
部会の開催通知	部会の連絡責任者の氏名及び住所
「広報おいほま」及び各種資料の発送	代表者又は事務担当者の氏名及び住所
事務局が開催する会合の開催通知	事務担当者の氏名及び住所

※ このほか、事務局は、会員団体の代表者等に個別に連絡を取る際、電話番号及び電子メールアドレスを使用しています。

地域運営委員会の動き

○理事会の開催

第三回理事会

七月三日、第三回理事会が生浜公民館講習室において開催されました。

同理事会では、事務局から「広報おいはま」を発行した旨について報告が行われた後、今年度における部会の活動のあり方について審議・承認が行われました。

第四回理事会

十月十八日、第四回理事会が生浜公民館講習室において開催されました。

同理事会では、事務局から、平成三十年の新年賀詞交換会は一月八日にオークラ千葉ホテルで開催することとし、ホテル側と必要な打合せを行っている旨、生浜公民館一階入口付近に地域運営委員会の広報案内板等を設置できるような公民館等との間で調整を行っている旨等について報告が行われた後、平成三十年度における活動体制に

ついて審議が行われました。

避難所開設・運営訓練等の実施

九月三日、九都県市合同防災訓練の実施に併せて、生浜地区の各避難所（生浜東小学校は除く。）において、避難所運営委員会による避難所の開設・運営に関する手順確認等が行われました。

なお、十一月には生浜東小学校体育館において避難所運営委員会による宿泊訓練の実施が、平成三十年三月四日には、生浜地区における避難所開設・運営訓練の実施が、それぞれ予定されています。

地区連協の動き

○会合の開催

生浜地区町内自治会連絡協議会では、下表のとおり、会合が開催されました（開催場所は、いずれも生浜公民館）。

地区連協会合の開催状況

会 合	開催日	議 題
第 2 回	7 月 1 0 日	千葉市への要望事項
第 3 回	9 月 8 日	生浜地区体育祭の実施
第 4 回	9 月 2 7 日	千葉市への要望事項に対する回答 衆議院議員選挙の投票立会人の選出 中央区ふるさとまつりの実施 等

編集後記

今年度の第二号をようやく発行することができました。

今回の「広報おいはま」では、高齢者・要支援者部会の活動と個人情報の取扱いについて御案内いたしました。紙面の読みやすさを考えると写真を使いたかったところですが、活動中の写真は「個人情報のかたまり」でもあるため、著作権フリーのイラストを活用しています。

個人情報に限らず、情報の管理・取扱いは、事務局の業務で最も慎重になります。特に、電子データの管理は、「混ざると危険」なため、紙情報以上に慎重に取り扱っています。

今年度中にもう一回、「広報おいはま」を発行できるように頑張ります。（飯）

